福祉環境委員会 (福祉局)

# 第43号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例 (昭和46年4月条例第13号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「規定する合計所得金額」の次に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加え、同項第6号ア中「同条第4項」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項」に改める。

(重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例 (昭和48年4月条例第7号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「あって」を「あつて」に改め、「規定する合計所得金額」の次に「(所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

ただし、第1条中神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第2条第1項第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第2条 第1項第3号及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第2項第2 号の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当(以下「診療等」 という。)に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係 る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第2条 第1項第6号アの規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当( 以下「診療等」という。)に係る医療費の助成について適用し、公布の目前に行 われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

# 理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)及び所得税法(昭和40年法律第33号)の改正等に伴い,条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は,改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

(対象者)

- 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。
  - (1), (2) 略
  - (3) 医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)の給付を受けた月の属する年の前年(医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額

をい

い,その額が0を下回る場合は,0とする。) の合計額が80万円を超えない者

- (4), (5) 略
- (6) 次のいずれかに該当する者
  - ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯 員が療養の給付を受けた月の属する年度

(所得税法第35条

第2項に規定する公的年金等の支給を受ける 者については、当該合計所得金額から同項第 1号に掲げる金額を控除して得た額) (療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計金額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ略

所得税法等の一部を 改正する法律(平成30年法律第7号)第 1条の規定による改正前の所得税法第35 条第4項 (参考 2)

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は,改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

(助成の範囲)

#### 第3条 略

- 2 前項の一部負担金(以下単に「一部負担金」 という。)の額は、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、医療担当者等(診療、薬剤の支給又は 手当を行う病院、診療所、薬局その他の者をい う。以下同じ。)ごとに当該各号に定める額とす る。
  - (1) 略
  - (2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の 給付を受けた月の属する年度(医療保険各法 の給付を受けた月が4月から6月までの間に あつては、前年度)分の地方税法(昭和25年 法律第226号) の規定による市町村民税 (同法 第328条の規定によつて課される所得割を除 く。) が課されていない者(当該市町村民税を 免除された者その他これに準ずる者で<u>あって</u> 規則で定める者を含む。)であり、かつ、医療 保険各法の給付を受けた月の属する年の前年 (医療保険各法の給付を受けた月が1月から 6月までの場合にあつては、前々年。以下同 じ。) 中の公的年金等の収入金額(所得税法 (昭和40年法律第33号) 第35条第2項第1号 に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及 び医療保険各法の給付を受けた月の属する年 の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1 項第13号に規定する合計所得金額

あつて

(所得税法

第35条第2項に規定する公的年金等の支給を 受ける者については、当該合計所得金額から

# 同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)

をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日(誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。)の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア~ウ 略

3~8 略